



# 令和7年度働き方改革推進支援助成金 業種別課題対応コース（建設業）のご案内

資料05



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む、**建設業の中小企業事業主**の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例

### 企業の課題

積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！

測量作業と重機操作を効率化し、労働時間を削減したい！

### 助成金による取組

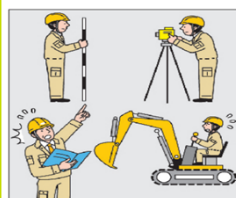
土木工事積算システムを導入

測量杭打ち機と重機用センサーユニットを導入

### 改善の結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



測量や杭打ち、重機の操作を1で行えるようになり、1日当たりの作業時間が削減された。

**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

## ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出  
(締切：11月28日（金）)

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施  
(事業実施は、令和8年1月30日（金）まで)

### 労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和8年2月6日（金）のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月28日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

**助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。**



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちらから。  
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2025.4)

# 業種別課題対応コース（建設業）の助成内容

## 対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主が対象です。  
なお、選択する成果目標に応じて、下記1～3以外にも要件が設定されています。  
詳しくは「働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）申請マニュアル」をご参照ください。

### 【対象事業主の要件】

- 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 交付申請時点で、36協定を締結していること。

など

### (※1)中小企業事業主の範囲

- 以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。
- 資本または出資額が**3億円以下**
  - 常時使用する労働者が**300人以下**

## 助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- 労務管理担当者に対する研修(※2)
- 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 人材確保に向けた取組
- 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 長時間労働恒常化要件に該当する場合は、パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用等が対象となります。詳しくは申請マニュアル等をご確認ください。

## 成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、目標達成を目指して「助成対象となる取組」を実施してください(※4)。

- 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減**
- 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入**
- 9時間以上の勤務間インターバルの導入**
- 4週における所定休日を1日から4日以上増加**

(※4) 上記①から⑤の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上5%以上または7%以上引き上げることを成果目標に加えることができます。

## 助成上限額と助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、左記「助成対象となる取組」の実施に要した経費の一部を助成します。

|     |                                                                |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| 上限額 | 選択した左記「成果目標」に設定された、下記1から5までの助成上限額に、下記6の上限額への加算額を <b>合計した金額</b> |
| 助成額 | 上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※5)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。                  |

(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

### 1. 成果目標①の上限額(※6)

| 事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数           | 事業実施前の設定時間数                                       |                                                   |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|                                      | 現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場 | 現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場 |
| 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定          | 250万円                                             | 200万円                                             |
| 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定 | 150万円                                             | —                                                 |

(※6) 成果目標①を令和6年度に選択して支給を受けた事業主の場合、さらに下の区分に設定時間数を縮減した場合の上限額は100万円。  
(更なる削減を目標とした上で、設定時間数を同一区分内に維持した場合の助成上限額は一律25万円)

### 2. 成果目標②の上限額：25万円

### 3. 成果目標③の上限額：25万円

### 4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休息時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

| 休息時間数(※7)   | 1企業当たりの上限額(※8) |
|-------------|----------------|
| 9時間以上11時間未満 | 120万円          |
| 11時間以上      | 150万円          |

(※7) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

(※8) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

### 5. 成果目標⑤の上限額：1日増加ごとに25万円(※9) (最大100万円)

(※9) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4週間当たりの所定休日を算出します。  
(年間所定休日数) ÷ (365日 ÷ 7) × 4

### 6. 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算

常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成した成果目標の助成上限額に、下記の表の**上限額が加算されます**(※4、10、11)。

| 引上げ人数   | 1～3人 | 4～6人 | 7～10人 | 11人～30人            |
|---------|------|------|-------|--------------------|
| 3%以上引上げ | 6万円  | 12万円 | 20万円  | 1人当たり2万円(上限60万円)   |
| 5%以上引上げ | 24万円 | 48万円 | 80万円  | 1人当たり8万円(上限240万円)  |
| 7%以上引上げ | 36万円 | 72万円 | 120万円 | 1人当たり12万円(上限360万円) |

(※10) 常時使用する労働者数が30人以下の場合、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。

(※11) 賃上げ額そのものを助成するものではありません。